

機能強化型(継続)サービス利用支援費の算定要件

国分寺市障害者基幹相談支援センター

		機能強化型サービス利用支援費			
		I	II	III	IV
		常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。	専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。
専門員の構成	① 常勤・専従の相談支援専門員の配置人数	4名以上	3名以上	2名以上	
	② ①のうち、相談支援従事者現任研修の修了者数	1名以上	1名以上	1名以上	
	③ 専従の相談支援専門員の配置人数				2名以上
	④ ③のうち、常勤・専従かつ相談支援従事者現任研修の修了者数				1名以上
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的開催		○	○	○	○
24時間常時連絡できる体制の確保、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保		○	○	△*	
当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を終了した相談支援専門員の同行による研修の実施		○	○	○	○
基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制の整備		○	○	○	○
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加		○	○	○	○
1月間の相談支援専門員1人当たりの取扱件数(前6月平均)が40件未満であること		○	○	○	○

*協働体制の場合のみ、算定要件となる。単独事業所の場合、機能強化型(II)から、24時間の連絡体制の確保が要件となる。

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**

※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位（中核的な役割を担う相談支援事業所の場合） 100単位（上記以外）

- 地域体制強化共同支援加算（支援困難事例等の課題の協議会への報告）
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議

・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



通院同行

・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施



情報提供

・関係機関に対して文書により情報提供を実施



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35